

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整をするものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

- 2 会長は、協議会の事務局長をもって充てる。
- 3 副会長は、協議会の事務局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

(合同会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて規約第12条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(関係者等の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、会議における審議の経過及び結果について、協議会の会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

幹	事	2市2町の総務担当部課長 専門部会部会長 2市2町から民間委員として各2名
---	---	---